

(公表用)

## 岩手県福祉サービス第三者評価の結果

### 1 第三者評価機関

名称	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	認証番号	第2号
所在地	盛岡市三本柳 8-1-3	評価実施期間	平成25年7月6日～26年1月23日

### 2 事業者情報

事業者名称（施設名）：ぴっころ保育園	種別：保育所
代表者氏名：理事長 藤原 伸彦 (管理者) 施設長 小瀬川ちはる	開設年月日：平成24年4月1日
設置主体：社会福祉法人 ちひろ会 経営主体：社会福祉法人 ちひろ会	定員（利用人員）：60名
所在地：岩手県花巻市諏訪町二丁目4番地7	
TEL：0198-29-5722 FAX：0198-29-5744	

### 3 総評

#### ◇ 特に評価の高い点

#### ○ 利用者本位の福祉サービス

平成23年度に法人を設立、新園舎で保育されている子どもたちは人的環境、物的環境に恵まれのびのびと生活している。理念、基本方針に従って各部門の各規則、規程、労務人事、危機管理規定が整備されている。経営者、管理者は永年の保育経験を生かし、子どもに対する思い、配慮、職員教育等、保育経営に対する情熱が伺える。理念に沿った、保護者、地域への園からの発信（ホームページ・園だより）も多く、園の方針を開示しようとする努力が伺える。保護者からは、アンケート、おたよりノート、行事への参加、保護者会等、園への協力、支援が見られ、両者が調和しながら子育てしている。

また、子どもが食べ物に关心を持つよう工夫している。園庭の一角に畑をつくり、子どもたちが野菜を育て、収穫する喜びを体験する取組は評価できる。保育園で栽培する野菜は多種で、身近に見たり、触れたりする機会を通じ食への关心は一層の高まりが期待される。子どもの発達状況や家庭環境などによる食の個人差を把握し、量の加減をしながら無理なく食事が摂れるよう、保護者・保育者・調理員との連携も優れている。発育期の子どもの食事に対し、化学調味料を用いず、出来る限り天然の物にこだわり、美味しいと喜んで食べる子どもの姿を求め、食事提供に徹する姿勢は高く評価できる。給食提供へ取組む栄養士さんの意欲と暖かさが(笑顔)、美味しい食事につながっているものと実感できる。

#### ◇ 改善が求められる点

#### ○ 保育計画作成手順書の策定

保育計画は4月から3月まで1年間の計画、月計画は年計画や期の計画を下敷きに、週の計画は月計画の下敷きにより具体的保育ができるように、日の計画は子どもの昨日、今日、明日の生活の流れを大切に立てるのが保育計画である。そのため、保育計画の策定、評価、見直し、再策定を行う一連の手順書の作成が望まれる。

また、保育計画作成の取組として保育指針を基本とした個々による自己研鑽、職場では保育研究会、園

内研修会等で理解を深める取組が求められる。新法人設立のため他施設勤務を経た経験豊かな職員がおり、各々の立場で研究討議することで保育園ならではの個性豊かな保育計画の作成を期待したい。

#### 4 第三者評価結果に対する事業者のコメント

当福祉法人は平成23年7月1日に設立、平成24年4月1日に「ぴっころ保育園」を開園し、開園2年目の新しい施設です。

第三者評価受審に当たり、受審目的を職員全員に説明周知し、評価項目ごとに3つのグループに編成して全職員が自己評価の実施に取組みました。

＜第三者評価受審の目的＞

- 1 当施設が第三者評価を受ける事で、ガイドラインに沿ってどの程度のレベルにあるのか、レベルに至っていない項目はなにかの判断基準とする。
- 2 職員一人ひとりが自己評価を実施することにより、法人、施設、職員一人ひとりの問題・課題が見え（気づき）、それに対する手立てを考え実行することで、職員一人ひとりのスキルアップと情報の共有化を図る。  
また、職員が一丸となってその問題・課題の解決に取り組むことにより、施設の評価アップと信頼向上に繋げる。
- 3 第三者評価結果を公表し、指摘された事項、課題への対応を図ることにより、社会福祉法人として必要不可欠な「福祉サービスの向上」と「利用者の方々に良質で適切なサービスの提供」を継続して実施する。

受審結果、やはり当方にとって評価基準のハードルは高かったが、次の事項を含め得る事も大きかったです。

- 1 職員は実務の忙しい中、評価基準の勉強をしながら取り組んだ結果、自覚と気づきが芽生た事が高く評価できます。この意識が継続できるように取り組んでまいります。
- 2 評価結果、当施設の現段階におけるレベルが見えたこと、問題・課題が明確になったことで、次のステージに向けた取り組みが具体的にできることから、その改善に向けて対応プロジェクトをつくり、実施時期を明確にして取り組んで参ります。

以上を踏まえ、常に利用者の皆様の目線で感じ、改善に努めていくことで、信頼・愛される社会福祉法人を目指すとともに、当初受審の目的達成に向けて継続的に推進して参ります。

最後に2点ほど要望がございます

- 1 当第三者評価内容はガイドラインを基に作成されていることから、評価基準もガイドラインに沿って共通（誰が評価しても結果は同じになるはず）との認識でしたが、結果は評価者によってまちまちの感が有りました。

是非、誰が評価しても、評価結果が同じになるような、基準・仕組を決めていただければと考えます。

- 2 評価内容について、現状にそぐわない評価項目・内容も散見されました。

施設によっては、園の方針としてこの点はどうしても譲れないという内容があった場合、その内容が一般的に見ても全く問題がない限り、評価の方法・基準について検討いただいても良いのではと感じました。

是非、学識経験者等の意見も取り入れながら、評価内容の見直しも検討いただければ幸甚です。

#### 5 各評価項目にかかる第三者評価結果 (別紙)

## (別紙) 各評価項目にかかる第三者評価結果【ぴっころ保育園】

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。

I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	b
法人・保育所の理念、保育理念を明文化しているが、法人と保育所の使命・役割の反映が十分ではない。	
評価者コメント 法人・保育所の理念、保育理念を明文化しているが、法人と保育所の使命・役割の反映が十分ではない。社会福祉法人としての認可は平成23年7月1日、ぴっころ保育所開園は平成24年4月1日である。平成25年度から平成29年度までを計画期間とした「社会福祉法人ちひろ会の概要と経営計画(5年間の中・長期計画)」の中で法人理念を明文化している。理念は「利用者の皆様、地域の皆様とともに、地域に根差した活動で信頼・愛される、夢と希望を語り合える開かれた、仕事に誇りと生きがいを持ち成長し続ける社会福祉法人を目指します。」としている。保育理念は保育課程に明文化され「一人ひとりが輝く。子どもの尊厳を守り、自主性を伸ばす場を提供する。保護者と地域との連携を密にし、子どもの育成にあたる。保育の仕事に誇りを持ち、保育技術の向上に努める」としている。しかし、保育理念に関しては「子どもの最善の利益」「養護と教育の一体的実施」「保護者支援、地域子育て支援」等、保育所保育指針に示される保育所の役割の反映に課題を残している。	
I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	b
法人・保育所の理念・保育理念に基づく基本方針を明文化しているが、その内容が十分ではない。	
評価者コメント 法人・保育所の理念・保育理念に基づく基本方針を明文化しているが、その内容が十分ではない。法人の基本方針は、「1経営の安定、継続的な事業の維持向上、2利用者とその家族に寄り添う質の高い福祉サービスの提供、3地域福祉の推進と向上、4職員が働きやすい職場風土の醸成と能力が発揮できる人材育成、5開かれた法人として情報開示、情報提供を通じて透明性に努める。」としている。保育方針は、保育課程に明文化され「子どもの願いを受け止め様々な活動を通して情緒豊かな心と体を育成する。保護者や地域住民に保育体験への参画を求め、協力し合い、情報を共有することで保育の質の向上を図る。園内外の研修に参加することにより自己を高める」としている。一方、保育課程では保育目標(目指す子供の像)として「笑顔が素敵で元気な子」等と定めているが、入園式次第には保育目標を一部変更して保育方針として記載するなど、保育所における保育の基本方針に一貫性を欠く面が見られ、理念との整合性も含めて内容的にも検討、整理すべき課題がある。	

I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。

I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	b
法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。	
評価者コメント 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。法人の理念・基本方針は園長と事務長が原案を作成し、保育課程(保育理念や保育方針・保育目標等)は職員の参画により策定している。理念や基本方針は職員に配布・説明しているほか、玄関や事務室に掲示している。また、毎日のブロック当番(保育園内各セクション)による職員の昼礼や月1回の職員会議では、法人理念を唱和してから会議を行うなど日ごろから周知に努めている。しかし、職員の行動規範となる法人基本方針、保育基本方針に関する周知や理解を促す継続的な取り組みが希薄であり、十分とはいえない。	
I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	b
法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。	
評価者コメント 理念や基本方針を記載した資料を保護者に配布・説明したほか、広報紙への掲載や園内での掲示など周知に努めているが、関係機関等への理解を促すための印刷物の配布・説明などは実施していない。	

#### I-2 事業計画の策定

I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	b
経営や保育・保育サービスに関する、中・長期の計画を策定している。	
評価者コメント 法人の経営計画は「社会福祉法人ちひろ会の概要と経営計画」として法人及び保育所の目標とする内容が策定されている。また、継続的な保育・保育サービスに関しては保育課程の一部に記述している。具体的には認定こども園への移行や地域ニーズの調査などが目標に掲げられているが、年度ごとに達成したい水準や目標は定めていない。また、中長期収支計画は未策定である。計画期間の設定や年度途中の評価・分析・見直しなど、計画を進行管理する仕組みも明確にされていない。	

I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。

b

各年度の事業計画は、中・長期計画の内容または中・長期の収支計画の内容のどちらかのみを反映させている。

評価者コメント

各年度の事業計画は、中・長期計画を反映しているが、中・長期の収支計画は反映されていない。保育園を開園して2年目という中で各年度の事業計画・予算書は、法人経営計画の内容を反映させて策定しているが、中長期収支計画が無いことから、財政的な整合性は毎年度の予算編成時に検討している。具体的な活動や数値目標等によって実施状況の評価を行える計画内容とは言い難いため、今後は基本方針及び経営計画の項目に符合した年度計画の策定が期待される。また、年度計画における保育目標が保育課程の保育目標と別なものとして定められているので、これらの位置づけの整理も必要である。

I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-2-(2)-① 計画の策定が組織的に行われている。

b

各計画が、職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われていない。

評価者コメント

各計画が、職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われていない。法人経営計画は、園長、事務長が原案を検討し理事会で決定した。年度事業計画とクラス単位の年間保育計画は、主任クラス以上での協議による策定であった。一方、各計画には目標とすべき指標が定められていないために実施状況の把握や評価見直しを組織的に行う取り組みが十分とはいえない。ただ、日ごろの取り組みとして、クラスごとの保育の反省、保育経過、子どもの健康や行事などの実施状況等が報告され、日々の業務を見直す取り組みがなされている。今後は、中長期の目標を着実に進展させる方法としての適切な事業計画の策定が望まれる。

I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。

b

事業計画を職員に配布して周知をはかっているが、理解を促すための取組が十分ではない。

評価者コメント

事業計画を職員に配布し会議や研修の場において説明するなど周知を図っているが理解を促す取り組みが不十分である。また、事業計画の進捗状況を各担当セクション毎に把握し、園全体で集約することや各セクションリーダーが会議等で報告するなどの継続的な取組みにより、計画の理解を深める工夫が大切である。

I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。

b

各計画を保護者等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。

評価者コメント

経営計画と事業計画を要約、抜粋した内容を行事予定を中心とした資料に編集し保護者等に配布し、保護者会や保護者会会報などで周知を図っているが、理解を促すための取り組みが不十分である。年間行事計画の企画に当たっては、保護者に計画案を示し、事前に意見を聞くなど、丁寧な取り組みがある。

### I-3 管理者の責任とリーダーシップ

I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。

I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。

a

施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。

評価者コメント

施設長は、職員会議や研修の場において平常時のみならず、有事(災害、事故等)においても自らの役割と責任について明らかにし、理解されるよう取り組んでいる。また、施設長はじめ職員も含めて研修への参加等、専門性の向上に取り組んでいる。

I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

b

施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。

評価者コメント

施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するため役員研修会等への参加や情報収集に取り組んでいるが、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を十分把握し、リスト化するまでに至っていない。

I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。

a

施設長は、保育の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。

評価者コメント

施設長は、保育の質向上のために担当セクションのブロック会議や職員会議、月1回実施の園長・主任・副主任会議に積極的に出席し、指導力を発揮している。

施設長は、毎週、理事長が出勤する定例会において、業務報告や懸案事項の協議を通じて意思疎通に努めており、定期的、継続的な保育の質の向上の評価・分析に当たっている。また、第三者評価の受審に伴い、保育所における自己評価の体制を整備する等、自らその活動に積極的に参画している。

I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。

b

施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。

評価者コメント

施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けて指導力を発揮し取組んでいるが十分とまでは言えない。事務長は電気使用量・上下水道使用料・電話回線使用料等のデータを作成するなど、経費節減に取組んでいる。しかし、人事や労務、財務等に関する分析に基づく業務改善や業務効率化を推進する体制の構築には至っていないことから、なお一層施設長の指導力の発揮が求められる。

## II 組織の運営管理

### II-1 経営状況の把握

II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。

a

事業経営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。

評価者コメント

事業経営をとりまく環境を把握するため、保育事業全般をとりまく環境や現状、課題、さらに国の動向などを把握しながら、当法人としての経営計画を策定している。経営計画では花巻市内の出生数や人口減少、保育所定員の年度別推移等を把握している。また、当保育園の財務状況についても月別収入、運営費の費目別内訳等をデータ化し、チェックしながら事業経営に取り組んでいる。

II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。

b

経営状況を分析して課題を発見する取組を行っているが、改善に向けた取組を行っていない。

評価者コメント

毎月、作成している経費等データをブロック会議に提示したり、厨房との打ち合わせにも提示しながら経営状況の検討・課題分析に取り組んでいるが、これらの検討結果が反映された中長期経営計画や年度計画になっていないなど、経営改善に着目した取り組みには目立ったものが無い。

II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。

非該当

評価者コメント

### II-2 人材の確保・養成

II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。

a

目標とする保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。

評価者コメント

経営計画の基本方針には、職員が働きやすい職場と風土の醸成と個々の能力が発揮できる人材を育成すると定められ、さらに中期計画の課題と施策には保育士不足の解消、人事考課の見直し、職員のスキルアップと意識向上を図るため、内外の研修会・セミナーに積極的に参加することなどを明記している。また職員の配置に関する調書作成や新採用園内研修マニュアルを作成し取組んでいる。

II-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。

a

客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を実施している。

評価者コメント

園長と事務長が役割分担し、職員と年2回の面談を実施している。実施後は面談総括として人事・給与、対人関係、就業管理、危機管理、施設・設備別に項目を分類しているほか、職員別に面談結果の詳細を記載している。また、夏季・冬季手当支給評価査定基準としてもまとめられている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a
職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されている。	
評価者コメント 職員と年2回の個別面談を実施して、職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されている。週休二日制や突発的な職員の年次有給休暇への対応のために、職員のフリー制を導入し対応している。臨時職員等については、正職員への登用や勤務期間・時間の希望などを聞き取って対応している。休憩や休暇が取りにくいうなどの職員の意見に対しては、理事長定例会を改善検討の場とし、対応方針を決めている。リフレッシュ休暇制度の導入予定など、今後の具体的な改善事例などもあり、職員の就業状況を改善する仕組みの構築を確認した。	
II-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	b
職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施しているが、十分ではない。	
評価者コメント 健康診断や被服貸与など実施しているほか、職員を対象に「ぴっころ保育園互助会」が設置され、慶弔見舞金支給、歓送迎会開催、懇親会、職員旅行、職員間で必要とされる備品の購入などを実施している。ただし、福利厚生センター等の制度には加入していない。また、職員の悩み相談窓口の設置などの体制の整備までに至っていない。	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢・研修体制が明示されているが、十分ではない。	
評価者コメント 経営計画と保育課程に組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢等を明記し、各種内外研修へ積極的に参加している。しかし、当該年度に参加する研修会名や時期を記載した年度別職員研修計画を作成しているが、経営計画に基づく年度事業計画に人材養成に係わる項目や具体的な研修体制が定められていないので、経営計画にこれらの項目を位置付けるか、別途、研修指針または研修実施要領等を策定するなどの改善が望まれる。	
II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	c
職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されていない。	
評価者コメント 経営計画に職員の教育・研修を明記し、施設内研修と外部研修への参加を月別に計画しているが、職員一人一人について基本姿勢に沿った教育・研修計画を策定していない。	
II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	c
研修成果の評価が定期的に行われていない。	
評価者コメント 外部研修の参加者は、研修復命書を作成し、研修内容を報告する機会が設けられている。しかし、個別職員の一人一人に教育・研修計画は策定されていないことから職員の研修成果の評価が定期的に行われていない。	

II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。

II-2-(4)-① 実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
実習生の受け入れと育成について体制を整備しているが、効果的な育成プログラムが用意されていない等、積極的な取組には至っていない。	
評価者コメント 実習生を受け入れるにあたっての事務的な流れや一日のプログラム等を記載した「実習生・ボランティア等受け入れ手順」が作成されている。しかし、実習生の心得や職員として受け入れにあたっての考え方、育成プログラムなど記載した対応マニュアルや、事故防止など含めた学生との覚書、実習担当職員の研修が必要と思われる。	

## II-3 安全管理

### II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。

II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a
事故、感染症の発生時などの緊急時に、子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し機能している。	
評価者コメント 施設長は、自衛消防隊長として、災害リスクをはじめとする安全確保について、率先して役割を担っている。危機管理マニュアルや感染症マニュアル、緊急連絡網を整備して保育中の衛生管理、健康管理にあたっている。年4回交通安全教室を開催し、これらの取り組みに向けた会議や研修を通じて、子どもの安全確保のために組織として体制を整備し、機能している。	
II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	b
地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
評価者コメント 消防計画、防災マニュアル、危機管理マニュアルなど作成し、防災・通報訓練を毎月実施している。非常用食料の備蓄は二日分としている。また、保護者への地震や火災、行事などの緊急連絡のためにメール配信システムを導入するなど、災害時の連絡体制を構築している。一方、地震、大雪、火災、水害等、災害の種類に応じた対策が十分でなく、また、策定済みのマニュアルも25年8月作成であり、取組の途中であることから検証と見直しがまだ図られていない。長期の断水、停電、電話・通信網の不通、交通網の寸断、燃料不足、職員の被災等を想定した事業継続計画の検討も待たれる。	
II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	b
子どもの安全を脅かす事例を組織として収集しているが、要因分析と対応策の検討が十分ではない。	
評価者コメント 毎月、職員から提出されたヒヤリハット事例に、施設長が対応等をコメントし、全職員に回覧しているほか、研修を行うなど、要因分析に努めている。また、園内の大型遊具定期点検や職員による危険個所のチェックリストによる点検、業者に依頼した厨房設備の定期保守、警備会社による夜間警備なども実施しており、子どもの安全を脅かす事項に対する予防にも取り組んでいる。しかし、これらの予防策や被害軽減策を反映させる保育に関するマニュアル等が未整備であり、経験や反省を蓄積し、実践に反映する対応策が十分でない。	

## II-4 地域との交流と連携

### II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a
子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	
評価者コメント 経営計画の理念には、「利用者の皆様、地域の皆様とともに」記し、「地域に根差した活動で信頼・愛される」と明記している。また、基本方針には「関係機関と連携を密にして地域福祉の推進と向上に努める」と明記している。園児と地域との交流を広げるため、地区文化祭に園児の作品を展示させてもらえるよう働きかけて可能となったほか、地区老人クラブにも保育園行事(夕涼み会やクリスマス会等)への開催を案内し交流を深めており、子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけに努めている。	
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	b
保育所が有する機能を、地域の保護者や子どもに開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。	
評価者コメント 一時預かり保育を実施し、地域の子育て家庭を支援している。また、各種行事をはじめ保育園としての取組状況等紹介するためにパンフレットやホームページに掲載し園内外へ情報発信しているが、保育園が開園して間もないこともあり、関係機関と連携した相談支援事業や子育て情報の地域への発信など地域への還元が薄いと思われる。	
II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
ボランティアを受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解されているが、受入れの担当者が決められていない。	
評価者コメント ボランティア受入担当者(主任)を定め、ボランティア受け入れマニュアルを踏まえてボランティアを受け入れているとのことである。しかし、職務分担表の主任保育士の職務分担内容にはボランティア受入担当者の明記がないこと、またボランティア受け入れマニュアルに関しては前記(II-2-(4)-①の実習生に関する項目)同様、ボランティアとしての心得や職員として受け入れにあたっての考え方など記載した対応マニュアルとなっていない。さらに、ボランティア担当職員の研修参加など必要と思われる。	

#### II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a
保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報が職員間で共有されている。 評価者コメント 保育に関連する様々な関係機関・団体との連携を図るため、職員からも情報を入手し、関係機関一覧表を作成した。また、職員会議でも説明するなど職員間で情報の共有を図っている。	
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a
関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保し、具体的な課題や事例等の検討を行っている。 評価者コメント 花巻市内保育園長・幼稚園長・小学校長合同会議(年4回開催)に出席し連携を深めているほか、花巻市や医療機関(嘱託医)、個別の民生委員・児童委員など関係機関・団体との連携の機会も確保し、情報交換や課題対応等行っている。	

#### II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	b
地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行っているが、十分ではない。 評価者コメント 市役所からの情報収集によるニーズ把握や、一時預かり保育を実施している中でのニーズ把握に努めているが、十分な取組みには至っていない。今後は、一時預かり保育を利用している保護者の福祉ニーズ把握や子育て支援センター・や子育て支援関連機関・団体、民生委員・児童委員協議会組織等との定期的な情報入手の場の確保など工夫したニーズ把握への取組みに期待したい。	
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	b
把握した福祉・子育てニーズに基づいた事業・活動の計画があるが、実施されていない。 評価者コメント 経営計画の理念や基本方針に関係機関と連携を密にして地域福祉の推進と向上に努めると明記しており、一時預かり保育と延長保育を実施している。一方、地域の子育て家庭や子どもの保護者に対する支援を目的としたニーズが十分に把握されていない。経営計画では、「地域のニーズを調査する」と計画されているが、具体的なものは実施されていない。	

### III 適切な福祉サービスの実施

#### III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解を持つための取組が行われている。 評価者コメント 一人一人の子どもを尊重した基本姿勢は、保育理念、保育目標、保育課程、年・月・週・日案等の指導計画に明記されている。各組の年間指導計画(年間保育計画書)、個別経過記録に子どもの姿、ねらい、環境、援助の反省等を記入し、子どもが卒園する時の姿がイメージできるよう様式を見直して取組んでいる。具体的な年間保育活動は畠作り、園外活動、たて割り保育、伝統行事等、保育計画に明示され、特色ある保育が実践されている。	
III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	b
子ども・保護者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、職員に周知する取組が十分ではない。 評価者コメント 子どものプライバシーについて、プール手順書に文言を加える等の取組は見られるが、保育場面でのおもらし、着替え、人に見られたくない場面での手順書は確認できない。ここでいうプライバシーとは、子ども・保護者が他人から見られたくないことを拒否する自由を保障することで、利用者尊重を基本としている。そのため、組織として利用者のプライバシー保護とは何かを確認するとともに、規程・マニュアル等の整備が求められる。個人情報保護については、利用者に関する記録の管理体制の評価項目となっている。	

### III-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。

III-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	b
利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。  評価者コメント 保護者の満足度を把握する取組としておしゃべりカフェ、ぴっころ便り、クラス便り等で情報の収集に努め、行事の感想を無記名でアンケートとして取り意識把握に努めている。その結果をクラス便り、家庭教育講座、クラス懇談会、個別懇談会を開催し保護者にフィードバックし質の向上に向けた取組が見られる。今後は、理念のもとに保護者参画の検討会議の設置が望まれる。	

### III-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

III-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a
保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。  評価者コメント 保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。保護者相談、意見を述べる取組として、おしゃべりカフェ、ぴっころ便り、クラス便り、送迎時の日常的会話、意見箱、アンケート、食育だよりの配布、意見を求める文章の玄関への提示等で意見を引き出す努力が見られる。	
III-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	b
苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。  評価者コメント 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。苦情処理規程、対応マニュアルが整備され、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員が整備され掲示している。意思のくい違いによる第三者委員の立会事例が1件あるが、マニュアル通りの対処で和解しており、仕組みが活かされるとともに、保育の改善に向けた姿勢が認められる。苦情解決の仕組み、フローチャート表も作成しているので、この図表を掲示等することで保護者もより理解することができるが、苦情解決結果の公表等の取り組みが十分とはいえない。また匿名の満足度調査は実施しているので、その中に苦情記入欄を設ける等苦情が申し出やすい取組を期待したい。	
III-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	c
保護者からの意見等に対する姿勢に基づく対応マニュアルを整備していない。  評価者コメント 保護者からの意見等に対する姿勢に基づく対応マニュアルを整備していない。保護者の意見に基づく対応マニュアルは、苦情処理フローチャートを位置付けているが、苦情に至らない意見や要望に関する対応マニュアルは未整備である。 口頭での意見は、記録し主任、事務長、園長に報告し職員会議で検討、共有し、おたより、文書、口頭で保護者にフィードバックしている。	

## III-2 サービスの質の確保

### III-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。

III-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	b
保育・保育サービスの質について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されているが、十分に機能していない。  評価者コメント 法人化されて間もないが、保育サービス内容の確認と向上に向け、第三者評価受審体制組織図を作成、全職員で取組む姿勢を示し研修会を開催している。その内容を共有しながら自己評価の実施、その結果を分析・検討すると共に保護者にも伝えながら取組んでいる。今後は、受審評価結果を分析・検討を行い課題改善に向けた取組を行うとともに、ガイドラインに基づいた自己評価の継続と定期的な第三者評価の受審を期待する。	
III-2-(1)-(2) 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	b
評価結果を分析し、園の良さや組織として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでに至っていない。  評価者コメント 評価結果から明確になった園の良さや課題について、職員の参画のもとで改善策や改善実施計画を策定する仕組みはある。今後は、職員の参画のもとで改善策や改善実施計画を策定し、その実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて計画の確認や見直しが望まれる。また、サービスの内容を定期的に評価する体制として、中・長期計画に盛り込んで取組んでいくことも期待される。	

### III-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。

III-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	b
提供する保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それに基づいた保育の実施が十分ではない。	
評価者コメント 提供する保育について、保育者の1日の基本業務はマニアルとして文章化されている。しかし、栄養士、保育士、看護師の関わり、登退園時、朝の会、自由あそび、リズム遊び、昼食、お屋寝、帰りの会等の子どもの活動の場面の職員の配置、こどもの配慮支援の仕方の手順書がなく、口頭での申し合わせとなっている。保育園の1日の流れに沿った場面ごとの手順書の作成により、画一的なサービスが提供されるよう期待する。	
III-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
評価者コメント 第三者評価結果に対する実施方法の見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。ただし、保育園の1日の流れに沿った場面ごとの保育サービスの見直しを行うための手順書が少ないため、手順書の作成、定期的な検証、見直しのため職務分担表に担当者を記載し、組織的に実施する仕組みが求められる。	

### III-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。

III-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a
一人ひとりの子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。	
評価者コメント 個別指導計画、個別経過記録により記録され、一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況の経過などが確認できる。職員間での周知は、職員会議、ブロック会議等で共有し、保護者に対しては、おたより帳等で確認し合っている。	
III-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a
子どもに関する記録管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
評価者コメント 子どもに関する管理規定として、個人情報保護規則、個人情報保護方針、秘密情報規程、文書管理規程を整備している。児童票、ケース記録綴は鍵付ロッカーに収納し適切に管理している。開閉は限られた管理職で行っており、職員も理解し遵守している。	
III-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a
一人ひとりの子どもの状況について話し合うためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。	
評価者コメント 一人の子どもの状況について、職員会議、ブロック会議、ケース記録、給食委員会、業務日誌、引継ノート、連絡ノート、昼礼で個々の状況、クラスの状況を共有している。月1回個別のケース会議を行い、その反省等から次の計画につなげている。	

### III-3 サービスの開始・継続

#### III-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。

III-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a
利用希望者が園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
評価者コメント 入園希望者が園を選択する情報として、ホームページの作成、公共施設へのパンフレット設置、入園のしおりの配布、見学者に対して園長、主任の分かりやすい説明、ビデオ説明等と最大限の情報提供を行っている。	

III-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。

a

保育・保育サービスの開始にあたり、組織が定める様式に基づき保護者等にわかりやすく説明を行っている。

評価者コメント

保育サービスの開始にあたり、組織が定める様式として、入園案内、パンフレット、延長保育要綱、一時預り要綱を作成し、利用希望者に対しては説明会と文書で理解できるように説明している。玄関にも掲示し、料金の発生する事業については申込書、承諾通知書のやり取りをしている。

III-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。

III-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。

b

保育サービスや保育所の変更等にあたり保育の継続性への配慮が、十分ではない。

評価者コメント

子どもが入園した時点での転園、退園は想定しておらず、手順書や引継ぎ書はない。特定の子ども一人の継続ファイルはあるが、資料の受け渡はない。卒園する子どもの担任、主任が小学校に行き児童の引継ぎをしている。定められた児童保育要領は各小学校に送付している。現在、転園記録の様式を作成中であるとのことなので、継続性に配慮した内容となるよう期待する。

#### III-4 サービス実施計画の策定

III-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。

III-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。

b

子どもや保護者の身体状況や、生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従ってアセスメントを行っているが、十分ではない。

評価者コメント

子ども、保護者の生活状況を把握する方法として、入所時に家庭環境調査書を提出してもらい、毎年度末に確認、追加、訂正を行っている。子どもの身体状況は、アレルギー診断書、食事内容調査書、歯科検診、健康診断で確認し、月1回の個別経過記録会議で職員全体で共有している。アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定めての実施、必要に応じて様々な職種の関係職員（組織以外の関係者も含めて）が参加してのアセスメントは実施していないので、この点の改善が望まれる。

III-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。

III-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。

b

子ども一人ひとりに着目した指導計画策定のための体制が確立しているが、十分に機能していない。

評価者コメント

保育課程、年間保育計画、各期の計画、月・週・日案と連続性を持って作成されているが、年間保育計画は月の目標の記載であり、監査において改善を求められ、現在試行的に年間保育計画、月計画を作成し取組んでいる。来年度から本格実施の方向である。0歳から2歳は個々の計画が作成され、育ちの経過、記録、反省、評価、見直しとつなげているが、3ヶ月ごとになっている。来年度から本格実施の保育計画について、0歳から2歳の指導計画はクラスの月案と個々の月案で一人一人の実態が把握できるよう進めていただきたい。

III-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。

b

指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。

評価者コメント

指導計画については年間指導計画書、月案、週案は見直しが図られ、作成し試行中である。指導計画は各組のリーダーが作成し、主任、副主任が助言、補助、評価しているが、保育計画の策定、評価、見直し、再策定を行うアセスメントの手順を定めて実施することが望まれる。

## A-1 保育所保育の基本

### A-1-(1) 養護と教育の一体的展開

A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	b
保育課程が、保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、家庭及び地域の実態に即した編成されているが、改善が必要である。 評価者コメント 保育課程作成にあたり、全職員の参画による編成が行われている。作成の際、地域の実態や家庭状況、保育時間などを考慮した編成は成されている。ただし、ぴっころ保育園の保育目標は、資料によって文言が異なっていたり、保育方針の記載が不鮮明な点から、保育課程作成の再吟味が求められる。	
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b
適切な環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されているが、改善が必要である。 評価者コメント 保育室は暖かな日差しが差し込み、衛生的で安全に配慮した環境が整備されている。天気の良い日はウッドデッキで外気浴を兼ねた遊びを十分に楽しむことが出来る。保育室の中央に手作りの仕切りを設置し、ハイハイの子どもとヨコヨチ歩きの子どもの安全と発達を促す配慮がなされている。個別の指導計画・個人経過記録を作成し、一人一人に応じた記録や反省は行われている。離乳食については、保育士・栄養士が家庭と連携をとり、子ども一人一人の状況に配慮した提供が行われている。SIDSに関する研修は全職員参加で行われている。乳児の睡眠時には、15分毎に呼吸や健康状態を確認しチェックがなされている。子どもの状況や育ちについては、保護者と交わす連絡帳や送迎時に伝えるとともに、保護者の相談に応じる取り組みがなされている。乳児保育に係る職員の共有を図るに不可欠な、年間・月案指導計画に発達の記載が見られない。	
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b
適切な環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されているが改善が必要である。 評価者コメント ぴっころ保育園の2歳児は、2歳・3歳混合保育をしているため、ここでは2歳児の保育を評価する。保育活動を通して観察した心身の状況は「個別経過記録」に記録しており、個々の発達に配慮した保育が行われている。2歳・3歳の指導計画も発達の視点に欠けており、発達の見通しをもった保育が成されているかは疑問である。特に2歳～3歳の保育は、一人一人の育ちに合わせて基本的な生活習慣が身につくよう、配慮することが必要とされている。発達年齢を踏まえた計画を立案し、その基での保育見直しが求められる。二歳は乳児に該当し、三歳は以上児となるため、担当保育者が子どもの年齢に応じた配置数か、適切であるかを検討する必要がある。	
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b
適切な環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されているが改善が必要である。 評価者コメント ぴっころ保育園に入所した子どもたちへの最善の利益を求め、搖るぎ無い情熱と真摯に保育に取り組まれていることは、日々進めている保育の一端から汲み取ることが出来る。しかし、年間保育計画書は、保育目標及び月ごとに活動目標が掲げられている様式はより具体的なものが求められる。また、月案を作成することにより、3歳～5歳の発達を見通した一貫性のある保育が展開されることを期待する。	
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	b
小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されているが、改善が必要である。 評価者コメント ぴっころ保育園の年間指導計画は4歳・5歳児の保育目標を掲げ、4月～3月の活動目標を記載した簡素なものとなっている。就学を見通した指導計画としては、小学校との連携や就学に関連する事項を掲げ、それに基づいた保育を進めなければならず、指導計画の見直しが求められる。一方、日々の保育実践に於いては、友だちと一緒に社会性を身につけ、興味・好奇心を育むと共に、知る楽しみを大切にした保育が行われており、子どもたちが協力して目標に向かい、みんなで力を合わせて成し遂げる姿は培われている。保育者は小学校教員との意見交換や合同研修等に積極的に参加している。子どもが小学校以降の生活に見通しが持てるよう、小学校の発表会を見学するとともに、小学生との交流の場を設けている。	

## A-1-(2) 環境を通して行う保育

A-1-(2)-① 生生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	b
生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されているが、改善が必要である。	
評価者コメント 新築して間もない園舎は、採光や換気、保温、清潔等に配慮がみられ、色彩や配置の整備がなされている。保育室の丸窓から外を眺めたときの景色の変化や、天井の梁から子どもたちを覗き込むように置かれた、ぬいぐるみ人形の配置など園舎内には工夫が施されている。トイレ・手洗い場は明るく清潔にいたまっているが、手洗いに使用している布タオルは衛生(感染症予防)に配慮した対応が求められる。また、午睡用の布団を一年に一回の消毒乾燥では不十分であり、改善が期待される。	
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	b
基本的生活習慣を身につける環境や身体的な活動ができるような環境が整備されているが、改善が必要である。	
評価者コメント 2歳～5歳児の発達上、同一のトイレ使用には十分な配慮が必要とされる。2歳・3歳は一人一人の排泄間隔に合わせたトイレ誘導、4歳・5歳児は生活の時間帯に合わせた排泄習慣を確立していくなどの工夫が必要とされる。おもらしの対応を2歳～5歳が一緒に使うトイレで行う場合は、プライバシーに配慮した環境整備の工夫が望まれる。なお、体を動かして存分に遊べる広い園庭には大きな山もあり、季節ごとに変化ある遊びが楽しめている。	
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	b
子どもが主体的に活動したり、友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されているが、改善が必要である。	
評価者コメント 広い園庭で思いっきり体を動かして、おにっこ、ケンケンバー、ボールあそびなどが行われている。異年齢児交流としては、朝夕ホールに集う年長児が幼い子の面倒をみたり、遊び相手になるなど、自然なかたちでの関わりがみられる。順番を守る、物を大切に扱う、挨拶をするなど社会ルールが身につくよう配慮はなされている。ただし、子どもの年齢に応じ、教材や遊具等子どもが自由に取り出して遊べる環境づくりが望まれる。	
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわるような人的・物的環境が整備されている。	a
子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわるような人の・物的環境が十分整備されている。	
評価者コメント 子どもが身近に自然や社会と関わるよう、散歩を多く取り入れた保育がなされている。公園で拾ってきたドングリでパッチを作ったり、落ち葉を貼り付けた装飾製作など行われている。散歩途中で近隣の方に声をかけられ、地域の人たちと接する機会ともなっている。ブドウ園に出かけ収穫したブドウを味わったり、楽しんだ体験を絵(表現活動)に結び付けている。地域の老人クラブ(至誠会)の方々を招き、輪投げ、折り紙、お手玉やあや取りなど楽しんだ後食事を共に摂ったり、みずき団子の作り方を教えてもらい、一緒に飾り付けるなどの交流が年に3回ほど行われている。消防署見学や交通安全教室、交番のお巡りさんによる防犯教室など、身近な社会と関わる機会を取り入れている。	
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a
豊かな言語環境や様々な表現活動が自由に体験できるような人の・物的環境が十分整備されている。	
評価者コメント 本の読み聞かせや紙芝居等は積極的に取り入れられている。子どもが身につけた音楽や身体表現などは、夕涼み会・運動会・生活発表会を通して表現する機会を持たれている。表現活動の一環として、外部講師等も招き園独自の活動としてリトミック、英会話、体操教室を取り入れている。特別保育活動(課外活動として無料)として通常の保育時間中に実施することで年間行事予定表に記載している。	

## A-1-(3) 職員の資質向上

A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	b
保育士等が自己評価に取り組んでいるが、保育の改善が図られていない。	
評価者コメント 保育者は、保育記録や職員間の話し合いを通じて自らの保育実践を振り返る機会をもっている。保育園開所2年目ということもあり、自己評価の取組は形をなしていないのが現状である。全職員が共通理解を持って取り組むためには、評価の観点や項目が適切か検討し、課題や改善点を明確にする必要がある。	
保育者が自己評価に今年取組はじめたところで、保育の改善を図るまでに至らず、今後を期待したい。	

## A-2 子どもの生活と発達

### A-2-(1) 生活と発達の連続性

A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
子ども一人ひとりを受容した保育内容や保育士の援助が行われている。	
評価者コメント 家庭環境や生活リズムなどについては、個々の連絡帳を通じ細やかに子どもの状況を確認にし合い、必要な援助がなされている。子どもの欲求や要求に対応して、子どもの気持を受け止めた対応がなされている。	

A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。

b

障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育内容に配慮がみられるが改善が必要である。

評価者コメント

障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受け、障害のある子の特性に配慮した個別の計画を作成して個別支援記録を取って保育を進めている。必要に応じて市の療育センターの巡回相談や専門機関、保健師へ相談したり助言を受けている。園内では毎月のブロック会議で話し合ったり、保育園全体で話合う機会も設けている。保護者との連携は送迎の際の情報交換と毎日の連絡ノートで連携を密にし、適切な情報を伝え合い相互理解を図っている。障害のある子どもが安心して生活できる環境が整備され保育の内容や方法にも配慮がみられる。今後は、クラス全体の指導計画と連動した保育内容となるよう期待する。

A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。

b

長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されているが改善が必要である。

評価者コメント

一人一人の子どもの要求に応えゆったり接するようにし、異年齢の子ども同士で遊べるよう配慮している。子どもの状況について職員間では口頭での申し送りや引き継ぎノートへ記載して行っている。保護者には口頭と連絡ノートで連携を密にされている。延長保育は迎えに来る保護者の利便性を考慮しエントランスホールで実施されているが、長時間保育のため連続性に配慮した環境の工夫や調整に対する検討が期待される。また、提供されるおやつや軽食の内容を、毎月配布の献立表に明記することが望まれる。

## A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。

b

子ども一人ひとりの健康状態に応じて健康管理を実施しているが、マニュアルや保健計画などはなく改善が必要である。

評価者コメント

既往症や予防接種の状況については、保護者から情報を得て一覧に整理、記載がなされている。子ども一人一人の健康に関する情報は、出勤時に引継ぎノートで確認する他、昼礼時(昼食後)クラス代表者による報告が行われている。子どもの健康管理に関する基本的なマニュアルは整備され、職員に周知されている。ただし、子どもの体調悪化・ケガの対応記録や保護者への確認の見直しや保健計画の整備が望まれる。

A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。

a

食事を楽しむことができるよう適切な環境設定や工夫をしている。

評価者コメント

食事は友達や保育者と一緒に各保育室で食べており、季節によっては戸外で食事するなど工夫している。個人差や食欲に応じて量を加減し、子どもの負担にならないよう配慮されている。また、子どもたちが育てた野菜を給食で作ってもらう等子どもたちが喜んで食べたり、調理作業へも興味や関心が出て、調理室を見たり言葉を交わし、今日の給食は何か楽しみに待つ様子が伺えた。毎月の食育計画を作成し給食会議で評価や改善に努めている。

A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。

a

子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理が十分工夫されている。

評価者コメント

子どもの喫食状況把握は年1回「食事内容調査」や給食の残食記録と検食簿のまとめから、好き嫌いや食べる量を把握し、献立や調理への工夫に反映させている。また、家庭への栄養指導やレシピの紹介等を食育により掲載している。おやつは毎日手作りを心掛け、調理師や栄養士が時々子どもと一緒に食事しながら食事の様子を見たり、おかげやおやつの好き嫌いを聞いている。給食委員会は毎月開催され、献立の内容や作り方の工夫、旬の食材や食器等について見直しや検討を重ねている。

A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。

b

健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させているが、改善が必要である。

評価者コメント

健康診断は年4回、歯科検診は年1回実施され、健診結果は個々の健康ファイルに整理され職員には回覧で周知されている。また、保護者へは文書で知らせ、治療の必要な人には受診を進めている。歯と口の健康が生涯、心身の健康に影響することから保育園では3才まで給食後の仕上げ磨きを保育者が行っている。今後は、検診結果や歯磨き指導等も保健計画に位置づけ、保育の指導計画へ反映されることが望まれる。

## A-2-(3) 健康及び安全の実施体制

A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。

a

アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、専門的な指示を受け、保護者と連携し、適切に対応している。

評価者コメント

アレルギー疾患や慢性疾患については入園時に保護者から十分な聞き取り調査を行い、医師の診断書や指示書等に従い食事の献立や除去食期間等に配慮して食事を提供している。他の職員が担当しても間違が起こらないよう、除去食の子の食事には名前を付け食器等にも配慮するなど配膳に工夫している。食事は他の子と似たような物になるよう調理に工夫されている。アトピー皮膚炎や乾燥肌の子等についても主治医の指示で、子どもの状況に応じて対応している。

A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。

b

調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルはあるが、適切に実施されず改善が必要である。

評価者コメント

調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルとして、食中毒防止マニュアルを3月末に作成している。また、このマニュアルについて、全体の職員会議で説明し回覧する等、職員への周知を図っている。毎月実施される給食委員会で栄養士を中心に献立の内容や作り方、「調理場、水周り等の衛生管理や食中毒予防について」検討されている。また、食中毒等の発生時に対応する体制がフローチャートで示されている。施設長は毎月の給食委員会へ参加し、衛生管理や食中毒防止の取組に情報を提供するなどリーダーシップを発揮している。今後は、調理場、水周りなどの衛生管理に関する担当者・担当部署の設置について明確にし、担当者等の明記が望まれる。

### A-3 保護者に対する支援

#### 3-(1) 家庭との緊密な連携

A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。

a

食を通して、保護者が食育に关心を持てるような十分な取組をしている。

評価者コメント

食事状況に関するアンケートを実施し、家庭に於ける食事状況の把握がなされている。発育期にある子どもの食事の重要性を、食育便りなどで伝えている。献立を作成し事前に配布している他、サンプルを掲示し提供した食事への关心を促している。給食試食を希望する保護者に試食会を実施し、栄養・味付け・食材の工夫等、保育所で配慮していることを知らせている。化学調味料を極力使わず、天然物を用いることの大切さを促すなど、家庭への働きかけに務めている。

A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。

b

送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換や、個別面談などは行っているが、改善が必要である。

評価者コメント

個別の相談や送迎の際の対話などから必要によって記録に残したり、連絡ノートへの記載で日常的な情報交換をし、日々のコミュニケーションが取れており保護者と信頼関係が築かれている。保育参観や保護者懇談会、クラス毎の給食試食会や個別面談等で話したり、連絡を取り合ったことは個別記録に記録し、会議で報告したり回覧し、情報は職員間で共有されている。また、地域のイベントへの参加、夕涼み会、運動会、生活発表会等を通じ、子どもの成長を保護者と共に喜べる機会としている。ただし、対話内容の記録において職員間ではらつきが生じないよう、記録に残さなければならない内容の基準を明確にする必要がある。

A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るために機会を設けている。

a

懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を十分に設けている。

評価者コメント

乳児はクラス懇談を行い、幼児は個別懇談を実施している。保育参観の他、個別保育参加の機会を設け、希望する保護者に実施している。

入園説明会で保育所における子どもの様子や日々の保育、年間の行事や事業等を説明し、各クラス毎に個別聞き取り調査を実施している。保護者参観日と懇談会、クラス毎の給食試食会の他、毎月1回おしゃべりカフェを開催し、保護者と共通の理解を得るための機会としている。また、個別保育参加の機会を設け、希望する保護者に実施している。

A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。

b

虐待に対応できる保育所内の体制の下、虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努めているが、取り組みの改善が必要である。

評価者コメント

日頃から児童虐待の兆候を見逃さないように子どもの心身の状態、情緒面や行動、保護者の養育状態に注意を払い、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努めている。また、養育が不適切になる恐れがあると思われる場合、精神面等の援助を心掛けている。さらにその対応のフローチャートやチェックリストが用意され児童虐待に対する内容となっているが、フローチャートやチェックリストの名称が児童虐待と違う意味を持つ名称と誤解される可能性が高いため、名称変更の検討が望まれる。